

少量危険物貯蔵庫の概要

アセトンやエタノール等法律に規定されている危険物は、「消防法」及び「火災予防条例」等に従って、適正且つ安全に管理しなければなりません。

SPring-8では平成10年3月末に建設された「少量危険物貯蔵庫」の運用を開始しましたので、その概要についてお知らせ致します。

建屋の概要

- 場所：排水処理施設 横
- 構造：補強コンクリートブロック造
- 建築面積：120㎡
- 機能：(1)保管室(6室)
(2)洗浄室(1室)

収納危険物

類別：第1類～第6類の全てを対象とします。但し、現在は収納数量に制限があるので、収納する危険物は調整して決定しています。

収納量：消防法に定められた指定数量の5分の1未満

運用について

「少量危険物貯蔵庫」の建設にあたり関係者からアンケートによる危険物使用状況を確認させて頂きました。そのアンケート結果を元に、収納物

を決めています。

一方、研究活動が活発になるにつれ、危険物の使用量は増加の傾向にあります。しかし、現在の「少量危険物貯蔵庫」で指定されている容量を超えて貯蔵することは出来ません。また、この4月に施行されたPRTR（化学物質移動登録）法にも対応し適正な管理をする等、研究所の果たすべき責務に取り組む方が必要です。このような状況を踏まえ近い将来、使用者にできる限りの利便性と安全を提供できるよう以下の対応策を検討しています。

- (1) 収納量を増加させるため、一般取扱所へ格上げする。(平成12年9月対応予定)
 - (2) 数量管理を正確且つ簡便に行うため、運用システムを導入する。(平成13年度対応予定)
 - (3) 利便性を高めるため、使用頻度の高いものをストックし払出を行う。(平成12年10月対応予定)
- なお、新規に収納希望のある場合は、今後の本格運用に向けて調整致しますので、その旨ご連絡下さい。

問い合わせ先

(財)高輝度光科学研究センター 施設管理部門
計画管理課担当者 (PHS/3075)
e-mail : kankyo@spring8.or.jp



少量危険物貯蔵庫外観



少量危険物貯蔵庫内部（保管室4）